

# むらびと芸術館

## 俳句(火の国俳句会)

ケーナ吹く漢の脇の焚火かな  
生姜味噌焼いて一献友来る  
どんど火に祈るは孫の事ばかり  
病窓に凍てて張りつく星一つ  
水を張る田んぼきらきら冬日和

## 兼題「冬の月」

インフラを絶たれしキウウ月凍る  
薄らと山の稜線冬の月  
冬月夜墨絵のやうな阿蘇五岳  
冬の月眺めて息をひそめけり  
ワクチンの痛みの残る冬の月

## 肥後狂句

年老いて 村で一番上ちゅうが  
年老いて 昔の噺法螺ふかす  
年老いて 頼りならん杖がいる  
年老いて 昔の事は覚えとる

## 短歌

愛犬のまだ居るとき遠吠えに  
ふと目を覚まし部屋を見わたす

氷点下テレビ見ながらコタツ番

八十路の私の日課なりけり

## 俳句

風強し 人恋う様な 虎落笛  
酷寒の 古屋に上着を 着るる牛

松山キヨ子

## 皆さんの作品を掲載します

「広報 みなみあそ」では、団体加盟の作品の他、村民の皆さんの作品をお待ちしています。俳句や短歌、イラストなど、どしどしお寄せください!

〈提出日〉毎月5日締め切り

〈宛先〉〒869-1404 南阿蘇村大字河陽1705-1 南阿蘇村役場政策企画課企画係

〈Eメールアドレス〉

skikaku@vill.minamiaso.lg.jp

〈お問い合わせ〉政策企画課企画係 TEL0967 (67) 2230

※作品を提出される際は、必ず「お名前」「連絡先」をご記入ください。

## 南阿蘇

# 消費者相談室から

Vol.119

最近では、インターネットで検索して、買い物する人が増えたので、それに伴いトラブルも増加の一途です。トラブル多発の要因は消費者が勘違いするように仕向けている事業者が多いからと言っても過言ではありません。一例を紹介しますね。

### ■事例

スマホの広告を見て水虫に効果のある3,000円のクリームをコンビニ後払い(A社)で購入した。ところが、2回目が届き今後は8,200円になるといふ。お試しだと思って買ったが、定期購入だった。箱を開けてしまったので手元にある分は払うが、次回からやめたい。送り状に住所はあるが電話番号がない。メールはすべて、削除した。

78歳 男性

### ■処理経過・問題点

この販売会社の電話番号を調べ、相談者の契約内容を確認したところ、「縛りのない定期購入である。開封しなければ商品到着後8日以内であれば送料負担で解約できる。本人確認が必要」とのことだった。そこで相談者は販売会社に電話で解約を依頼し、商

### お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 TEL0967 (67) 2244

相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課

高森町消費者相談室 TEL0967 (62) 1111

相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

品を送り返します。これで解約できたと思ったら、1カ月後にコンビニ後払いA社から9,100円の請求を受けてしまいます。販売会社と後払い決済サービス会社と2つの契約があるから、また複雑です。両方に解約済みの旨の記載をした通知書を特定記録郵便で送るように助言し、対応してもらって、やっと解放されました。

他にも、今だけ〇〇円との短時間で結論を出すように誘導する広告。いつでも解約できて有利と誤ってした契約。事業者の電話番号の記載がない。記載はあるが、電話連絡がつかない。メールで解約を伝えたが返信がない。などなど、多くの問題があります。

小さなスマホの画面での契約は、十分注意してください。契約の流れの証拠を残すために、スクリーンショット(画面を画像として保存すること)を残しておくことは大切です。

何かありましたら、お気軽に相談室までご連絡を!

